

川口市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 市は、身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資するため、自動車の改造を行う身体障害者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金交付規則(昭和50年規則第24号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金交付の対象となる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得し、これを自ら運転することができるように自動車の一部の改造を行う者とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であること。
 - (2) 就労等に伴い、自ら又は同居の家族等が所有し、運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある、運転免許証に当該改造を必要とする旨の条件が付記されていること。
 - (3) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者であること。
- 2 市長が特に必要があると認めたときは、前項に掲げるもの以外についても補助金を交付することができる。

(補助対象経費)

- 第3条 補助金交付の対象となる経費は、前条に規定する身体障害者自らが取得し、運転することができるように自動車の操行装置等の一部を改造する経費とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、前条の規定により算出した経費の額とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
- (1) 運転免許証の写し(表面。改造を必要とする旨の条件が裏面に記載されている場合は表裏両面。)
 - (2) 身体障害者手帳の写し
 - (3) 改造に要する経費の見積書
 - (4) 改造前の改造部分の写真
 - (5) 改造を要する自動車検査証の写し
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査又は調査のうえ、補助金の交付額を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付額を決定したときは、身体障害者自動車改造費交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、自動車改造が完了した際には実績報告書(様式第3号)を提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 改造後の改造部分の写真
- (2) 自動車改造経費の支払いを証明する書類
- (3) 口座振替依頼書

(交付確定通知)

第8条 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、様式第4号の通知書により通知するものとする。

(補助金等の交付時期)

第9条 補助金等は、第8条の規定により確定した額を、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、完了前に補助金等の全部または一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、様式第5号の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この告示に反する行為があったとき。

(交付台帳等の整備)

第11条 市長は、補助金の交付状況を明かにするため身体障害者自動車改造費補助金交付簿(様式第6号)を整備するものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。